企業の社会的責任(CSR)について

――思想・理論の展開と今日的なあり方――

〔要　　旨〕

1　近年，わが国でも，企業の社会的責任（CSR）の考え方が急速に広がっているが，CSRをめぐる思想および理論的枠組みは，長年にわたって多くの論者によって提供されてきた。バーリーとミーンズは，20世紀に入って株式会社の所有と経営の分離が進み，支配力を得た経営者に対する要請として社会的責任が生じたと論じ，ドラッカーは社会のリーダー的存在として企業のマネジメントには社会的責任が求められるとしながらも，能力や権限との対比から責任の限界も唱える。キャロルは経済的責任を基盤として法的責任，倫理的責任，フィランソロピー的責任が一体となった「CSRのピラミッド」モデルを示す。

2　一方で，CSRを否定する議論も根強く存在する。新自由主義の重鎮であるフリードマンは，企業の社会的責任は利潤を増大させることに尽きるのであり，「他人の金」を使うような社会的責任は否定されるべきであると主張する。一方で，反新自由主義・反グローバリゼーションを唱える陣営からは，企業は元来「無責任」な存在であるという見方に立った批判が行われる。

3　伝統的には，利益還元の形で遂行されてきた感があるCSRだが，近年では財務的にも非財務的にも企業価値の向上につなげることが意識されるようになってきている。この場合，CSRは企業の本業と結びつけて遂行されることになり，わが国においてもそうした取組みが多く見られるようになってきている。本業に結びついた形でのCSRは，企業内の共感や動機の強化，また取組みの継続性をもたらし，さらには責任限界論や否定論への有効な対応策であるとも考えられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　CSRの思想と理論的枠組み
⑴　バーリーとミーンズによる「株式会社の新概念」
⑵　ドラッカーによる社会的責任論と「責任限界論」
⑶　キャロルによる「CSRのピラミッド」
2　CSR否定論
⑴　フリードマンの否定論
⑵　企業の「無責任」に対する批判
3　今日的なCSRのあり方
⑴　「『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会』中間報告書」から
⑵　今日的なCSRのあり方
おわりに

はじめに

近年，わが国においても，企業の社会的責任，いわゆるCSR（Corporate Social Responsibility）[注1]の考え方を取り入れた経営が急速に広がっており，大手企業の間では何らかの活動を実践することが定着し始めている。これは，企業は経済的利益の追求と同時に社会問題や環境問題の解決，またこれらの分野における積極的な貢献に取り組む責任があるとするものであり，今日の資本主義経済における主要なプレーヤーである企業の経営哲学や行動を変容させる可能性を持つものである。

社会に与える企業活動の影響が強いことから，当然のようにCSRの考え方が問われることとなってきた。そして，今日においては，経済的な側面をより重視する動き，すなわち企業価値の維持・向上を目指して本来の事業戦略と結びつけた形でのCSRの遂行を指向する動きが生じている点が注目される。

本稿では，CSRに関する代表的な思想・モデルを，CSRを否定する議論も含めて振り返ったうえで，今日的なCSRのあり方を探ってみたい。

（注１）本稿では，一般に企業の社会的責任を「ＣＳＲ」という用語で統一する。ただし，「Corporate＝会社」と「企業」の違いにかかる解釈や，責任主体は企業か経営者かに関しては様々な議論があるため，場合によっては「社会的責任」などを用いる。

1　CSRの思想と理論的枠組み

CSRに関する思想および理論的な枠組みは，過去長年にわたって数多くの論者によって提供されてきた。ここでは，米国における議論のうち比較的明快でかつポピュラーなものを紹介する。

⑴　バーリーとミーンズによる「株式会社の新概念」

企業を取り巻く広範かつ多様なステークホルダーの存在，企業による社会に対する役務提供といった今日のCSRの考え方の萌

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

芽は，A.A.バーリーとG.C.ミーンズのバーリー＆ミーンズ（1958）に見ることができる。

バーリー＆ミーンズ（1958）は，20世紀に入って株式会社の所有と経営の分離が進み，それによって所有者から経営者への支配力の移動が起こったと述べる。そして，その結果，株主と経営者の力関係と株式会社のあり方が変化した。すなわち，①伝統に従って経営者はもっぱら株主のために経営をなすべき受託者の地位に置かれたままである，②経営者が絶対的権限を握りその行使を何ら制限されない，のいずれかであったものが，第３の方向性として，③経営者は株主および経営者自身を大きく超えた広範囲の集団ひいては社会全体に対して役務を提供することを要求されることになった。そして，このような株式会社のあり方を「株式会社の新概念」と呼んでいる。

⑵　ドラッカーによる社会的責任論と「責任限界論」

P.F.ドラッカーはドラッカー（2001）で，企業の社会的責任への要請は，企業のマネジメント（経営管理者）がその経済的成功により社会的リーダーとしての地位を築いたためであるとする。リーダー的存在として社会に対する影響を考慮することが問われるのであり，その意味で社会的責任の要求は経済的な成功の代償であるととらえる。また，企業は社会にとって有用なものとして存続を許され，その存続に対して責任を負うのはマネジメントであるとする。

しかし，ドラッカーは社会的責任の考えを無条件に受け入れるわけではなく，それを曖昧で危険性をはらむものであると見ており，その後のCSR論の中でもしばしば議論となる責任限界論を重視している。(注2) この点に関して，彼はまず，社会的責任を「組織が社会に対して行ったことに関わる責任」と「組織が社会のために行えることに関わる責任」の２つに区別し，前者に関しては厳格に遂行を求める一方で，後者については慎重な姿勢を示している。

前者の責任は，たとえば工場を操業することの目的は社会にとって有用な製品を送り出すことでありながら，その目的の外で騒音や大気汚染といった悪影響の発生は避けられないため，これらをできる限り除去する努力をするべきというものである。マネジメントにとって，こうした悪影響を除去する技術なりノウハウを収益事業化することが理想であり，そうでなくとも同業他社や当局に働きかけ，同様の取組みを促すことで最小のコストで最大の効果が上がるようにすることが責務であるとする。

後者については，たとえば人種問題のような，社会環境の変化の中で生じた慢性病とも言える社会問題に対してもマネジメントは関心を払うべきであるが，このような問題への取組みは事業機会にもつながらなければマネジメントの能力を超えてしまうことも往々にしてあり，最大の責任であるそれぞれの企業に特有の本来の機能遂行，すなわち社会に対する有用な製品やサービスの提供を阻害する可能性があるとする。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

したがって，ドラッカーは社会的責任には能力と価値観による限界があることを指摘し，企業のマネジメントは，２つに区分した責任のうち前者を果たす能力は完璧に備えておくべきだが，後者にかかる行動の権利と義務は自身の能力によって限定されるとする。(注３)

さらに彼は，社会的責任には権限による限界が存在することを指摘する。責任と権限は同一のものの両面であり，前者の「組織が社会に対して行ったことに関わる責任」は企業のマネジメントが権限を行使した結果として当然に生ずるものであるが，後者の「組織が社会のために行えることに関わる責任」については，マネジメントはその責任に伴うだけの権限を自身が持っているか，また持ってよいものなのかについての判断を迫られるとする。(注４)

そして，後者の責任を取ることが企業の本来の機能を損なう時，自らの能力を超えたものである時，あるいは責任が不当な権限を意味する時には，そのような責任を引き受けるべきではないと主張する。

（注２）櫻井（1991，92～96頁）参照。

（注３）ドラッカー（2001，101頁）は，「自らの組織に特有の機能を危うくしては，いかに高尚な動機であっても無責任である」と述べる。

（注４）ドラッカー（1996，下巻312頁）は，「自由社会における企業のマネジメントは，大学や文化や芸術，報道の自由や外交政策について権限をもつべきであるとする何らかの理由はあるのだろうか。そのような問いに対しては，答えるまでもない。そのような権限は許されない」と述べる。

⑶　キャロルによる「CSRのピラミッド」

A.B.キャロルはCarroll＆Buchholtz（2003，p.36）で，「企業の社会的責任とは，ある時点における企業組織に対する経済的，法的，倫理的，そして自由裁量的（フィランソロピー的）な社会の期待を包含するものである」として，第１図のモデルを提示している。キャロルによる「CSRのピラミッド」と呼ばれるものである。

ここで，CSRの要素として第１にあげられるのが経済的責任である。社会が望む製品・サービスを公正な価格で提供し，ビジネスを存続させ投資家にも報いるだけの利益をあげることこそ企業の基本的な責任であり，ピラミッドの土台となるものであるとする。経済的責任に続いて法的責任，その次に法的責任を補う意味合いを持つものとして倫理的責任がピラミッドを構成する。そしてピラミッドの最上部には，チャリティやボランティア活動など企業が自発的・自由裁量的に取り組むフィランソロピー的責任が位置する。Carroll＆Buchholtz（2003，p.40）は，これら４つのCSRの構成要素は「相互排他的なものでもなければ，

第1図　CSRのピラミッド

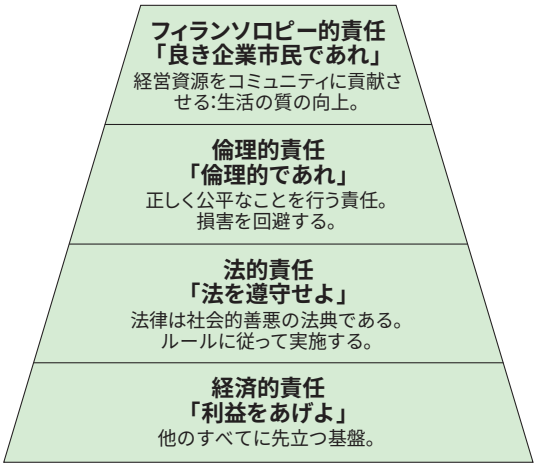

出典　Carroll ＆ Buchholtz (2003,p.40)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

企業の経済的責任をその他の責任と並列的に扱うことを意図するものでもない」として，これらの総体としてCSRをとらえるべきであること，また経済的責任とその他の責任は対立関係にあるものではないことを強調する。

小山（2004）は，「企業の社会的責任概念の意味内容の大きな枠組みは，キャロルの『４パート・モデル』(注５)をもって，一応『完成』したとみなせる」とする。たとえば，法的責任，いわゆるコンプライアンスの部分などは当然のものとしてあえてCSRの枠組みには入れないなど，企業によって形は様々であると思われるが，法的責任や倫理的責任もCSRと不可分であることに疑う余地はなく，キャロルのモデルはCSRの枠組みの原型を提供していると言えよう。

（注５）「CSRのピラミッド」を指す。

２　CSR否定論

近年わが国においてCSRの考え方が急速に普及する過程では，厳しくこれを批判的に論じたり懐疑的にとらえたりするような議論はあまり見られなかった。しかし，以下に紹介する２つの見方をはじめとして，否定論も根強く存在する。CSRを経営に取り入れて活動に取り組むにあたっては，前節に述べたCSRの限界論に加えて，こうした否定論も念頭に置き，具体的な活動の正当性や実効性を考慮する必要があろう。

(1)　フリードマンの否定論

05年１月，英国の『エコノミスト』誌に「良い会社（The Good Company）」と題するCSR批判記事(注６)が掲載された。記事の主張するところは，企業の使命は良いマネジメントによって良い製品・サービスを提供することであり，そのことこそが社会的責任であるというものである。今日見られるCSR活動の多くはうわべのものであり，社会的な福祉の向上をもたらすものではないと断じる。

この記事のCSR批判は，新保守主義シカゴ学派経済学者の重鎮であり，市場主義が万能であることを唱え続けてきたM.フリードマンの主張に共通するものである。

Friedman（1970）は，その結びで自著「資本主義と自由」から引用する形で「このような経済では，企業の社会的責任は唯一無二である。それはすなわち，ゲームのルールの範囲内にとどまる限りにおいて，いいかえると，詐欺や不正手段を用いず，開かれた自由な競争に従うかぎりにおいて，企業の利潤を増大させることを目ざして資源を活用し，事業活動に従事することである」と述べている（フリードマン（1975，151頁））。

Friedman（1970）は，株式会社の経営管理者が株主の意に沿って事業を行うべきであること，すなわち利益を追求すべきであることは法的にも倫理的にも明示されたものであるとしたうえで，企業の経営管理者が社会的責任を果たそうとする時，彼らは株主，顧客，従業員といった「他人の金」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

を使っていることになると批判する。そして，社会的責任を声高に叫ぶことは企業人にとって短期的には名声をもたらすことになるが，長期的には自由社会の基盤を損なう行為であると言う。

（注６）“The Good Company: A Survey of Corporate Social Responsibility,” *The Economist,* Vol. 374 No. 8410 (Jan. 22-28, 2005): after p.54 (16 pages).

⑵　企業の「無責任」に対する批判

一方，ジョエル・ベイカンはベイカン（2004）で，フリードマンに代表される新自由主義が推進するグローバリゼーションが地球環境の悪化，貧富の格差拡大，労働搾取などの問題を増幅させてきたことを徹底的に批判する立場からCSR否定論を展開する。（注７）

本書は，企業は社会的責任を果たそうにも元来そのような自覚も能力もない無責任な存在であるという前提に立っており，そのような企業に対する規制が新保守主義やグローバリゼーションの名のもとに緩和され，それまで踏み込むことができなかった社会的な領域を支配する力が企業に与えられ，その結果環境破壊，貧困，紛争などの問題が深刻化したという議論を展開する。こうした問題の解決を企業，市場，NGOのみにゆだねることは不可能だとし，解決策としての政府による規制の強化，政治的な民主主義の強化，公的領域の拡大（注８）などを提案している。

たとえば，エンロン事件（注９）は，一般的にはCSR経営に対する機運の高まりのきっかけと位置づけられているが，ベイカンはこの事件をむしろCSRに対する懐疑論の根拠であると見ている。すなわち，エンロンは，CSRやフィランソロピーのお手本とされ毎年CSR報告書を公表するといった点でも評価が高い企業であったことに着目している。エンロン事件をCSR懐疑論の根拠とする見方は，遵法精神や倫理観を伴わない空疎なCSRの危うさを指摘し，ともすればCSR活動が企業の悪事の隠れみのに利用される危険性があることを問題提起している。

（注７）本書は，反新自由主義・反グローバリゼーションの思想的リーダーであるN.チョムスキーや同じ立場の人々のコメントや活動の紹介に加えて，CSR活動に携わる企業幹部へのインタビュー，さらには前述のフリードマンやドラッカーのコメントまで紹介している。ドキュメンタリー映画としても公開されている。

（注８）公的領域として，教育，文化，ライフライン，健康，福祉，警察，司法，自然保護などが挙げられ，企業活動からこれらを保護すべきとしている。

（注９）米国の大手エネルギー会社であるエンロンが巨額の不正取引と損失，粉飾決算を重ねたあげく，01年末に経営破綻に陥った事件。

３　今日的なCSRのあり方

近年わが国においてCSRが広く注目を集めてきた背景とその考え方を確認するためにまず経済産業省の報告書を概観し，これまで述べてきた否定論・慎重論を含む様々なCSR論も踏まえて今日的なCSRのあり方を探ってみたい。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(1) 「『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会』中間報告書」から

わが国におけるCSRに関する議論の高まりを背景に，04年４月に経済産業省内に設置された「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」は，同年９月に「中間報告書」を公表した（経済産業省（2004））。この報告書では，CSRをめぐる内外の動向，CSRの基本的な考え方と具体的方策，企業にとっての意義，今後の取組み促進にあたっての課題などが幅広い視点からまとめられている。

この報告書におけるCSR像をまとめると，CSRは，かつて流行したメセナやフィランソロピーなどにとどまらず，「企業と消費者，投資家，従業員，地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）との関係」を重視し，「最も基礎的な取組みである法令遵守はもとより，環境保全，消費者保護，公正な労働基準，人権，人材育成，安全衛生，地域社会貢献など幅広い要素から構成」されるものであるとされる。また，CSRに取り組むことによって「単に企業が社会貢献を行うというにとどまらず，その企業の企業経営そのものの見直しにつながることから，企業の競争力の強化にも資する」というメリットが生じるものとされる。

ここに見られる今日的なCSRに対する考え方の特徴としては，第１に，近年台頭してきたCSRの背景として，経済のグローバル化の進展，地球環境問題への関心の高まり，情報化の進展，企業不祥事によるステークホルダーへの被害の多発などをあげており，それらによって企業が果たすべきCSRの対象が極めて幅広いものになっていることである。たとえば，グローバル化の進展は労働，人権，消費者などをめぐる問題について発展途上国を含む世界規模での対応を迫ることになった。また，環境問題は因果関係と加害者・被害者関係が比較的明確であったかつての公害問題とは質が異なるいわゆる地球環境問題へと広がりを見せた。こうした空間的な広がりに加えて，今日のCSRは，基本となる法令遵守はもとより，環境，安全，労働，人権，メセナおよびフィランソロピーなど，課題も極めて多種類かつ複雑なものとなっている。

第２に，CSRへの取組みは企業価値の向上につながるものであるとの考え方が前面に出されていることである。すなわち，社会もしくは市場が企業の財務的側面だけでなく，社会問題や環境問題への取組みを含む非財務的側面を評価する姿勢を強めており，こうした問題への取組みは企業にとってブランド価値の向上，リスク管理の強化，従業員意欲の向上など，中長期的に競争力の向上をもたらすため，戦略的に取り組むべき課題となっているとの指摘である。社会的責任投資（SRI，Socially Responsible Investment）(注10)もそうした意義が認められたうえでの普及が期待されているものである。

また，企業における取組みのための体制づくりや関係会社との協力，情報開示を含むステークホルダーとのコミュニケーション方策など，実務的な分野での提言がなさ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

れている点も今日におけるCSRのとらえ方の特徴である。

（注10）社会的責任投資とは，CSRを果たしていると評価される企業への株式投資を中心とした投資のこと。

⑵　今日的なCSRのあり方

――本業と結びついたCSR――

バーリーとミーンズ，あるいはドラッカーが，CSRは企業経営者による経済的な成功と力の獲得の代償として要求されるものとして発生したと指摘したように，企業利益の一部を社会のために割くこと，いわばCSRは利益還元であるという見方が伝統的にあった。しかし，資本主義経済においては当然のことであるが，ドラッカーやキャロルの主張に見るように利益を度外視してまでCSRに取り組むのではなく，むしろ経済主体としての責任，良好な製品・サービスを社会に提供しながら利益をあげることがCSRの根幹として位置づけられてもきたのである。今日広がりつつあるCSRでは，前者の利益還元的な考え方から，後者の経済的責任を重視したものへと変わりつつあるように思われる。

経済産業省（2004）に見たように，最近では，CSRが企業価値の向上につながること，製品・サービスの提供，いわば本業による利益獲得が一義的な目的であることが前面に押し出されている。実際に，わが国では環境問題対応型の製品やサービスを中心にこうした事業が様々な業界で広がる動きが見られる。本業に結びつけて考えた場合には，CSRに取り組むことに関する企業内における説得力や動機の強化につながるであろうし，また取組みの継続性を促すことにもなろう。CSRを取り入れることは，事業から得られる財務価値のみならず，ブランド価値などの非財務的価値を含めた企業価値の向上を図るための経営戦略そのものであると言えよう。

本稿では責任限界論とCSR否定論も取り上げた。責任という言葉には相当な重みがあり，また，ドラッカーが指摘したようにCSRには曖昧さと危険性が伴うことも事実である。ベイカンの企業性悪説的な見方は過激である感を免れず，規制強化や公的領域の拡大といった提案は時代の流れにかんがみて非現実的であると言わざるをえないが，遵法精神や倫理観を欠いた空疎なCSRの危うさが存在することもまた事実である。キャロルのモデルも，法的責任，倫理的責任が経済的責任と一体化することの重要性を説いている。したがって，こうした限界論や否定論は十分に考慮すべきであろう。

しかし，本業に結びついたCSRを展開することは，限界論や否定論に対して有効な対応策になるのではないだろうか。すなわち，責任の限界論に関して言えば，本業の中でCSRを実施するかぎりは，自らの能力と権限の範囲内に行動をとどめる力が働くだろう。また，CSRが利益を損なうとするフリードマンらの否定論については，本業と結びつけてCSRを遂行する以上，利益を上げかつ非財務的な面でも企業価値を向上させるという目的が明確であるため，企業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の根幹である経済的な責任を果たす方向に向かうことになるものと考えられる。そもそも，責任限界論やCSRが企業の経済的な基盤を危うくするという否定論の前提には，企業価値イコール財務的価値とする考え方があるのではないだろうか。この考えに立てば，CSRは利益還元，あるいはコストであるという性格を強めることになる。しかし，企業にとっては，非財務的な価値向上を図る，言わば優良な無形資産の創出とマネジメントを行うことも重要であることに着目すれば，フィランソロピーやメセナまでも含めて，CSRの遂行を企業価値向上の有効な手段であると見ることができることになる。こういったアイデアから，本業と結びついたCSRの遂行という今日の流れが生まれてきたものと考える。

おわりに

わが国の戦後のCSRを振り返ると，1960～70年代には公害問題が注目され企業はその対処を厳しく迫られた。また，80年代のいわゆるバブル経済の中にあっては，財務的な余裕を背景に企業メセナ活動が盛んになった。こうしたCSRに対する企業の関心の高まりは，その折々に特有で短期的な社会情勢や経済情勢を反映したものであった。

しかしその反面，60年代半ばの「(昭和)40年不況」(注11)時や90年代の「失われた10年」に見られたように，企業業績の落ち込みに合わせてCSRへの関心が後退するなど，浮き沈みを繰り返してきたと言える。このような歴史的背景から，近年盛り上がりを見せているCSRについても一時的なブームではないかと疑う向きもあろう。

しかし，今日のCSRは異なった様相を呈している。かつてのCSRを利益還元，代償，コストとする見方から，本業と結びついたCSRの遂行が財務的な面でも非財務的な面でも企業価値の維持・向上をもたらすという考え方の変化が見られる。こうした変化が，企業にとってCSRに取り組むより強い動機をもたらしており，またそうした事業が継続的でかつ広がりを持って展開されることが期待されている。

(注11) 堀越（2004）は，この時期に関西経済同友会の大会において採択された「新しい情勢に対処する経営理念の展開」において，それまで主張されてきた社会的責任よりも企業利潤の獲得に重点が移ったことを指摘している。

＜参考文献＞

・経済産業省（2004）「『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会』中間報告書」９月
*経済産業省ホームページから入手。
http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005570/index.html（アクセス日06年７月31日）"

・Carroll, A.B. & A.K.Buchholtz (2003), *Business and Society: Ethics and Stakeholder Management,* 5th ed. Mason: Thomson/South-Western.

・小山嚴也（2006）「アメリカにおける企業の社会的責任論の生成と展開」，松野弘・堀越芳昭・合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房，107～131頁

・櫻井克彦（1991）『現代の企業と社会～企業の社会的責任の今日的展開』千倉書房

・ドラッカー，P.F.（1996）『現代の経営（新訳）（上・下）』（上田惇生訳）ダイヤモンド社，P. F. Drucker(1954), *The Practice of Management:* Harper & Row Publishers.

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

・ドラッカー，P.F.（2001）『マネジメント～基本と原則（エッセンシャル版）』（上田惇生編訳）ダイヤモンド社，P. F. Drucker (1974), *Management: Tasks, Responsibilities, Practices.*
*邦訳版は，原書の抄訳。
・ベイカン，ジョエル（2004）『ザ・コーポレーション～わたしたちの社会は「企業」に支配されている』（酒井泰介訳）早川書房，J. Bakan (2004), *The Corporation: The Pathological Pursuit of Profit and Power.*
・バーリー，A.A. & G.C.ミーンズ（1958）『近代株式会社と私有財産』（北島忠男訳）文雅堂書店，A. A. Berle, Jr. & G. C. Means (1932), *The Modern Corporation and Private Property:* The Macmillan Company.
・Friedman, M. (1970), "Social Responsibility of Business is to Increase its Profits," *The New York Times Magazine,* September 13.
*Campus Libertarian at University of Coloradoのホームページから入手。
http://www.colorado.edu/studentgroups/libertarians/issues/friedman-soc-resp-business.html（アクセス日06年６月23日）"
・フリードマン，M.（1975）『資本主義と自由』（熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳）マグロウヒル好学社，M. Friedman (1962), *Capitalism and Freedom*: The University of Chicago Press.
・堀越芳昭（2006）「日本における企業の社会的責任論の生成と展開」，松野弘・堀越芳昭・合力知工編『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房，63～106頁
・"The Good Company: A Survey of Corporate Social Responsibility," *The Economist,* Vol. 374 No. 8410 (Jan. 22_28, 2005): after page 54 (16 pages).

（主席研究員　橘髙研二・きったかけんじ**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。